

阿賀野市条例第8号

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿賀野市国民健康保険税条例（平成16年阿賀野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6.8」を「100分の7.0」に改める。

第5条中「25,400円」を「25,000円」に改める。

第6条第1号中「23,200円」を「24,000円」に改め、同条第2号中「11,600円」を「12,000円」に改め、同条第3号中「17,400円」を「18,000円」に改める。

第6条の2中「100分の2.1」を「100分の2.7」に改める。

第6条の3中「7,500円」を「7,000円」に改める。

第6条の4第1号中「7,000円」を「9,000円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,500円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「6,750円」に改める。

第7条中「100分の1.7」を「100分の2.3」に改める。

第8条中「12,000円」を「15,000円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「17,780円」を「17,500円」に改め、同号イ（ア）中「16,240円」を「16,800円」に改め、同号イ（イ）中「8,120円」を「8,400円」に改め、同号イ（ウ）中「12,180円」を「12,600円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「4,900円」に改め、同号エ（ア）中「4,900円」を「6,300円」に改め、同号エ（イ）中「2,450円」を「3,150円」に改め、同号エ（ウ）中「3,675円」を「4,725円」に改め、同号オ中「8,400円」を「10,500円」に改め、同項第2号ア中「12,700円」を「12,500円」に改め、同号イ（ア）中「11,600円」を「12,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,800円」を「6,000円」に改め、同号イ（ウ）中「8,700円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「3,750円」を「3,500円」に改め、同号エ（ア）中「3,500円」を「4,500円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「2,250円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「3,375円」に改め、同号オ中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号ア中「5,080円」を「5,000円」に改め、同号イ（ア）中「4,640円」を「4,800円」に改め、同号イ（イ）中「2,320円」を「2,400円」に改め、同号イ（ウ）中「3,480円」を「3,600円」に改め、同号ウ中「1,500円」を「1,400円」に改め、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,800円」に改め、同号エ（イ）中「700円」を「900円」に改め、同号エ（ウ）中「1,050

円」を「1, 350円」に改め、同号オ中「2, 400円」を「3, 000円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 810円」を「3, 750円」に改め、同号イ中「6, 350円」を「6, 250円」に改め、同号ウ中「10, 160円」を「10, 000円」に改め、同号エ中「12, 700円」を「12, 500円」に改め、同項第2号ア中「1, 125円」を「1, 050円」に改め、同号イ中「1, 875円」を「1, 750円」に改め、同号ウ中「3, 000円」を「2, 800円」に改め、同号エ中「3, 750円」を「3, 500円」に改める。

第26条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の阿賀野市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。